

民生委員・児童委員は 『地域の身近な相談相手』です。

民生委員・児童委員は、『地域の見守り』などの活動を行いながら、地域住民の皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要に応じて福祉サービスを受けられるように『関係機関へつなぐ』役割を果たしています。

※民生委員・児童委員は民生委員法及び児童福祉法に基づき活動を行っています。

民生委員・児童委員の活動…具体的には？



高齢の一人暮らしの方のお宅へ訪問し、安否確認などの見守り活動を行うとともに、お話し相手となつて様々な相談に応じます。



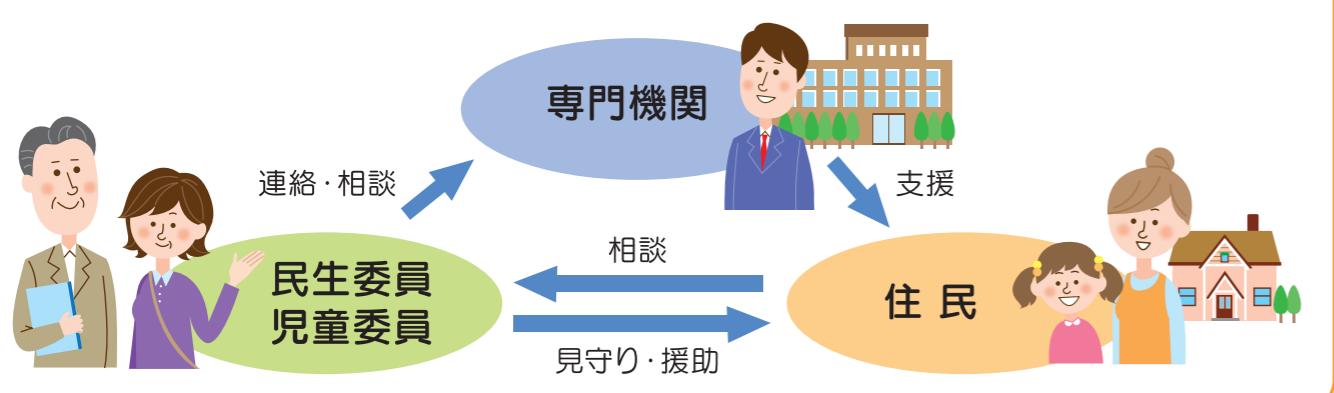
子育て、児童虐待、いじめ、不登校、非行など、子どもに関する心配事の相談に乗り、健やかに育てるお手伝いをします。



介護保険や子育て支援など福祉サービスを必要とする方には、必要な情報を提供するとともに、場合によっては市町など関係機関への連絡・相談などの手助けを行い、福祉サービスにつなぐ役割を果たします。

•このように、地域福祉の充実に欠かせない、たいへんやりがいのある大切な職務です。

民生委員・児童委員の活動について



制度についてもっと詳しく知りたい！ ～民生委員・児童委員 Q&A～



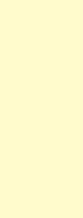
Q 民生委員・児童委員の身分は？



A 民生委員・児童委員は、地域からの推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。政治的活動は禁止されています。



Q 活動するの？サポートはないの？



A 法律に基づき、地域ごとに民生委員の組織（地区民生委員児童委員協議会）が設置されており、多くの仲間と一緒に活動しています。

活動上で悩んだりした場合でも、仲間に相談し、複数で対応することもあります。また、様々な研修も用意されており、活動に必要な知識や技術を身に付けることができます。



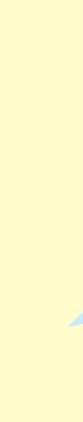
Q 委員の任期は？



A 任期は3年です。2022年、2025年の12月1日に一斉改選が行われます。再任も可能です。



Q 委員に活動費は出るの？



A 民生委員・児童委員は、地域福祉の一翼を担うボランティア活動者であり、「民生委員には給与を支給しない」と法律に規定されています。

ただし、日々の活動に必要な費用（電話代、交通費等）の一部は、市町から活動費として交付されます。



Q どんな人が委員になれるの？



A 国や各市町で要件を定めています。当該市町の議会議員の選挙権を有する方で、社会奉仕の精神に富み、人格見識ともに高く、社会福祉活動に熱意があることなどがあげられます。
選任に当たって、職務経験や学歴、資格を求められることはありません。



Q 活動中にけが等をした場合の補償はあるの？



A 安心して日々の活動を行えるよう、全国民生委員児童委員連合会が民生委員・児童委員活動保険に加入しています。手続き、掛金ともに不要です。